

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3259号)

令和7年9月30日

横 情 審 答 申 第 3259 号

令 和 7 年 9 月 30 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年5月14日医食品第198号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度
医食品第5049号）」及び「異物が混入した学校給食に関する調査について
(依頼)（令和5年度医食品第5050号）」」の一部開示決定に対する審査請
求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」及び「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5050号）」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年2月6日付で行った「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」（以下「文書1」という。）及び「異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5050号）」（以下「文書2」という。）の行政文書（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号、第3号ア及び第5号アに該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

文書2に記載されている施設Zの従業員名及び印影は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 文書1に記載されている名宛人及び施設Zの調査担当者の所属並びに文書2に記載されている名宛人、調査担当者名及び所属は、施設X、施設Y及び施設Zに係る製造所等の対象施設を所管する関係保健所（以下「関係保健所」という。）の所在を示す情報である。文書1及び文書2に基づく依頼の調査結果をまとめた調査報告書は既に審査請求人に一部開示されているため、当該不開示部分を開示

すると、調査報告書で不開示としている、調査報告書を作成した関係保健所が特定されてしまい、その結果、施設X、施設Y及び施設Zの特定につながる。

これらの情報は、施設X、施設Y及び施設Zに対して食品衛生法に基づく行政指導が行われたという事実であり、その事実によって、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当し、不開示とした。

イ 文書1に記載されている施設情報（所在地、名称）及び文書2に記載されている施設情報（所在地、名称、電話番号）は、調査対象である施設X、施設Y及び施設Zに関する情報であり、開示することにより、食品衛生法に基づく行政指導が行われた事実が明らかとなる。これにより、衛生管理に不備があり行政指導を受けたこと及び本件事案の原因の疑いがある施設の一つであった情報が公となり、その事実によって、当該事業者に対する社会的信用が低下し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

ウ 文書2に記載されている使用水の情報、衛生管理方法（掲示物の内容、異物混入対策）、内装・機械、器具は、施設の営業上のノウハウに関する情報であり、事業者独自の知識や技術が含まれるものであるため、開示することにより、当該事業者の優位性が失われ、正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

エ 文書1に記載されている取引先情報（所在地）並びに文書2に記載されている商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格、取引先情報（名称、所在地、器具の管理、電話番号、コード、伝票番号）は、事業者が事業活動を行う上で内部管理に関する情報であり、開示することにより、事業運営上自らが開発した商品の情報及び自ら開拓し得た取引先に係る情報が明らかとなり、競争上不利益を被るなど当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあること、つまり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、不開示とした。

(3) 条例第7条第2項第5号アの該当性について

文書2に記載されている器具の管理方法は、施設Zの初期調査の際に関係保健所の職員が施設Zの担当者から聞き取った内容を記載したものである。これは、最終的な調査結果とは異なる内容が含まれている。これを開示することにより、調査対

象となっている事業者と関係保健所の担当者との考えに相違があった場合に、今後、調査に必要な情報を収集できなくなるなど、今後の業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示するよう求める。
- (2) 調査を実施した地方公共団体の情報及び行政指導を実施した業者名、施設情報について、不開示理由の当該事業者が行政指導を受けたことで当該事業者の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害すると認められる文書は存在せず、不開示とした理由の明確な根拠がない。
- (3) 食品衛生法に基づく行政指導そのものが不適切だったり、事業者の正当な利益を害するようなものであるならば不開示も理解できるが、行政指導を受けたという事実を開示することが正当な利益を害するおそれがあるという理由で不開示とするならば、公共の利益よりも事業者の利益保護が優先されると考える。
- (4) 開示請求したときには既に調査は終わっており、今後の調査の妨げになるようには思えない。
- (5) 調査の器具の管理方法で相違があり、それを開示すると今後の調査の妨げになるとしているが、業務の適切な遂行を妨げているのは聞き取りの不備で、開示することではないと考える。

5 審査会の判断

(1) 異物混入発生時の調査に係る事務について

異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに関係保健所に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本件事案」という。）について、医療局食品衛生課から関係保健所への調査依頼に係

る文書である。

文書1は、施設Xの関係保健所への依頼文並びに調査対象となる施設Xの情報及びその詳細を記載した文書で、文書2は、施設Yの関係保健所への依頼文、調査対象となる施設Yの情報及びその詳細を記載した文書、本件事案の記者発表資料並びに施設Zに係る調査報告書で、構成されている。

当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表1のとおり分類する。

(3) 本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 一般的に調査を実施した場合は、そのことだけをもって行政指導を受けたことはつながらないが、本件事案では、本件処分と併せて一部開示決定をした調査報告書に所管自治体の指導等が記載されているため、調査を実施した施設が明らかになると行政指導を受けたことが明らかとなる。

イ 食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本件事案のような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。

ウ そのため社会的関心も高く、調査では原因施設の特定には至っていないことから、すべての関係施設は原因の疑いがある施設の1つということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。

(4) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂

行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 不開示部分1には施設の従業員名及びその個人の印影が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

イ 不開示部分2には施設の名称、所在地及び電話番号に関する情報が、不開示部分3には関係保健所名や担当者名が、記載されている。実施機関の説明から、本事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる事業者が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

ウ 不開示部分4には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分5には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号、使用器具等に関する取引先情報が、不開示部分6には使用水の情報、衛生管理についての情報、施設の内装及び機械等の写真が、記載されている。このうち別表2に示す部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされており、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上で内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

(6) 条例第7条第2項第5号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、

取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 不開示部分 7 には、器具の管理についての当該施設の調査日時点での聞取内容が記載されている。調査日での聞取段階のものであり、そのような調査段階のものが公表されることとなると、今後同種の調査を行う際に事業者が発言をちゅうちょし、正確な調査ができなくなるなど今後の調査業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号アに該当する。

- (7) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (8) 以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表 2 に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表 1

不開示部分名	不開示部分	対象文書名
不開示部分 1	特定の個人に関する情報	文書 2
不開示部分 2	施設に関する情報	文書 1、文書 2
不開示部分 3	関係保健所に関する情報	文書 1、文書 2
不開示部分 4	商品に関する情報	文書 2
不開示部分 5	取引先情報	文書 1、文書 2
不開示部分 6	使用水の情報、衛生管理方法、内装・機械・器具の写真	文書 2
不開示部分 7	施設調査時の聞取内容に関する情報	文書 2

別表 2

不開示部分名	開示部分	対象文書名
不開示部分 4	2 頁目不開示部分一行目及び関係施設表中工程欄不開示部分の全て、7 頁目不開示部分 4 行目17文字目から26文字目まで、8 頁目不開示部分 3 行目及び 7 行目の全て、9 頁目不開示部分 1 行目の全て、11 頁目品名欄不開示部分の全て	文書 2

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 5 月 14 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 6 月 7 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 6 年 6 月 18 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 22 日 (第13回第五部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 4 日 (第14回第五部会)	・審議